

週刊住宅

2019年（令和元年）10月21日号

NO. 2882（毎週月曜日発行）

年ぎめ購読料 18,500円 本体・送料込み（税込み19,980円）

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル

電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070

問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

その信託契約の締結は土曜日だった。そのときは「体の調子が良くなってきたので退院後の住居もお願いしますね」と、このようにな幸せな依頼をもらっていたのに翌日、容態が急変して亡くなってしまった。悲しみのなか、長男からその翌日に連絡をもらった。亡くなった後に登記申請をしたことになったので、その変更手続きが必要になった

84

「急を要する信託契約と信託変更②」

ものの、父親が望んだ信託は成立していて、その点はほっとした。

それから半年。その長男から連絡を再びもらったが、「実は、弟も父と同じ病気にかかってしまったのです……。信託で必要な」とはありま

すか？」。そんなことが続いてしまうのだと、言葉が出なかった。

第3者の受益者を変更

前妻との子ども踏まえ相続

「弟には相続人はいない

です。第2受益者である母が亡くなっても、兄

が単独の第3受益者になるだけなので信託契約自体に変更は必要ありません」と

応じたが、「実は、弟には、

「弟には相続人はいない

です。第2受益者である母が亡くなっても、兄

が単独の第3受益者になるだけなので信託契約自体に変更は必要ありません」と

応じたが、「実は、弟には、

「弟には相続人はいない

です。第2受益者である母が亡くなっても、兄

が単独の第3受益者になるだけなので信託契約自体に変更は必要ありません」と

応じたが、「実は、弟には、



鎌倉鑑定

小林雅裕

〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船2-19-35 C

Fネッツ鎌倉ビル

電話 0467・22・77

72、携帯 080・41

96・1167、ファクス

045・330・577

ec@kobayashi

@kkantei.com

http://kkantei

.com

「相続対策」

知識」(http://

nav.cx/6Nuk2y)を

登録も。